

3. 参考① 制度の概要(補足)

流水の占用許可制度

1. 水利権とは P16
2. 水利権の成立の由来による分類について P17
3. 慣行水利権とは P18
4. 慣行水利権の法的性格 P20
5. 慣行水利権の問題点 P21
6. 慣行水利権に係る届出について..... P22
7. 従属発電とは P23
8. 登録制の導入(河川法改正) P24
9. 小水力発電の水利使用手続きの簡素化・円滑化等 P25

※「資源としての河川利用の高度化に関する検討会」において、国土交通省が用いた説明資料を元に作成

河川敷地の占用許可制度

1. 法律上の根拠 P26
2. 占用許可の法的性格 P27
3. 基本的な考え方 P28
4. 占用許可の基本方針 P29
5. 土地の占用の許可基準 P30
6. 河川敷地占用許可準則一部改正(平成23年度)の背景 ・ P31
7. 河川空間のオープン化の概要 P32
8. 占用許可の基本方針 P33
9. 占用主体の種類と占用許可期間 P34
- 10 . 河川空間のオープン化の手続きの流れ P35

※「資源としての河川利用の高度化に関する検討会」において、国土交通省が用いた説明資料を元に作成

1. 水利権とは

河川を流れる水は公共のものであり、その占用にあたっては、水力発電、農業用水、水道用水、工業用水など**特定の目的ごとに、河川管理者（国又は都道府県）の許可又は登録が必要です。**

いわゆる“水利権”とは、ある**特定目的のために、その目的を達成するのに必要な限度**において、**公共用物たる河川の流水を排他的・継続的に使用**することを河川管理者に認められた権利です。

（判例で一定の権利性が認められている）

●河川法第1条(目的)

この法律は、河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

●河川法第23条(流水の占用の許可)

河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

※従属発電については、許可制に代えて新たに登録制が導入された。（平成25年12月11日施行）

2. 水利権の成立の由来による分類について

・許可水利権

河川法第23条において、「河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。」とされており、この規定により許可された流水の占用の権利を許可水利権という。

・慣行水利権

旧河川法の制定前あるいは河川法指定前から、長期に渡り継続、かつ反復して水を利用してきたという事実があって、当該水利用の正当性に対する社会的承認がなされ、権利として認められたものをいう。主にかんがい用水であるが、飲水使用等もある。

3. 慣行水利権とは

- ・水利秩序は、江戸時代までに農業を中心に形成
- ・明治以降の経済発展と都市化の進展による発電用水、都市用水、農業用水需要の増大

農業水利権の保護 / 新規利水の円滑な権利設定の仕組みの必要性

明治29年

旧河川法により水利使用を許可制とする制度の創設

旧河川法施行以前より、取水実態のあるものを“慣行水利権”として認めた

昭和39年

新河川法施行

旧河川法で“慣行水利権”として認めたものを、引き続き認めた

3. 慣行水利権とは

参考条文

河川法施行法第20条第1項

新法の施行前に旧法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分(河川法施行規程第11条第1項(※)の規定により、旧法又はこれに基づく命令の規定による許可を受けたものとみなされるものを含む。)、手続その他の行為は、新法の適用については、新法中これらの規定に相当する規定がある場合においては、新法の規定によつてしたものとみなす。

(※) 河川法施行規程第11条第1項

河川法若ハ之ニ基キテ発スル命令ニ依リ行政庁ノ許可ヲ受クヘキ事項ニシテ其ノ施行ノ際ニ現存スルモノハ河川法若ハ之ニ基キテ発スル命令ニ依リ許可受ケタルモノト看做ス

河川法第87条

一級河川、二級河川、河川区域、河川保全区域、河川予定地、河川保全立体区域又は河川予定立体区域の指定の際現に権原に基づき、この法律の規定により許可を要する行為を行つている者又はこの法律の規定によりその設置について許可を要する工作物を設置している者は、従前と同様の条件により、当該行為又は工作物の設置についてこの法律の規定による許可を受けたものとみなす。

4. 慣行水利権の法的性格

- 慣行水利権は、判例において、①水利用の長期にわたる反復継続、②当該水利用の正当性に対する社会的承認という要件を満たすことを要するとされ、この社会的承認が慣習を法的規範として成立せしめる根拠とされている。
- 慣行水利権の内容は、判例において、本質を私権であると解する説をとったとしても、必要水量に対する用益権であり、絶対無制限な独占的排他的なものではなく、各権利者ごとの必要水量とされている。
- 慣行水利権の必要水量は、判例において、判決当時(昭和32年)の必要水量をいい、将来開田その他の事由により権利者の必要水量が増加しても権利者の水利権が当然に増加部分にまで及ぶものではないとされている。
- 慣行(農業)水利権の成立には、判例において、人工的水利施設物の設置、維持管理が必要とされているほか、公共用物の一時使用である消防、洗濯のための使用は水利権を構成しないとされている。

5. 慣行水利権の問題点

①内容が不明確

権利内容が必ずしも明確でなく、他の新規の水利使用による影響の予測、渇水調整の効果、ダム等の建設計画における既得権の評価などを行う際に問題。

②見直しの機会がないこと

更新という見直しの機会がなく、水利権者の変更、必要水量の増減などの諸事情の変更を把握することが困難。

③取水量報告がないこと

取水量報告の義務がなく、必要水量以上を取水していないかどうか確認することが困難。

6. 慣行水利権に係る届出について

○慣行水利権により流水を占有しているものは、河川管理者に対して必要な事項を届け出なければならない。

旧河川法施行前からの
流水の占有



河川法の施行日(昭和40年4月1日)
から2年以内に届出

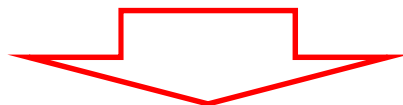
普通河川に存する慣行水利が、
一級、二級河川又は準用河川
の指定を受けた場合



一級、二級河川又は準用河川の
指定を受けた日から1年以内に
届出

<届出事項>

- ・ 河川の名称
 - ・ 占有の目的
 - ・ 占有している流水の量
 - ・ 氏名及び住所
 - ・ 占有の条件
 - ・ 流水の占有のための施設
 - ・ 取水口又は放水口の位置その他の流水の占有の場所
- 等



現状

- ・ 届出されていない慣行水利権がある。
- ・ 届出事項の一部が記載されていないものがある。

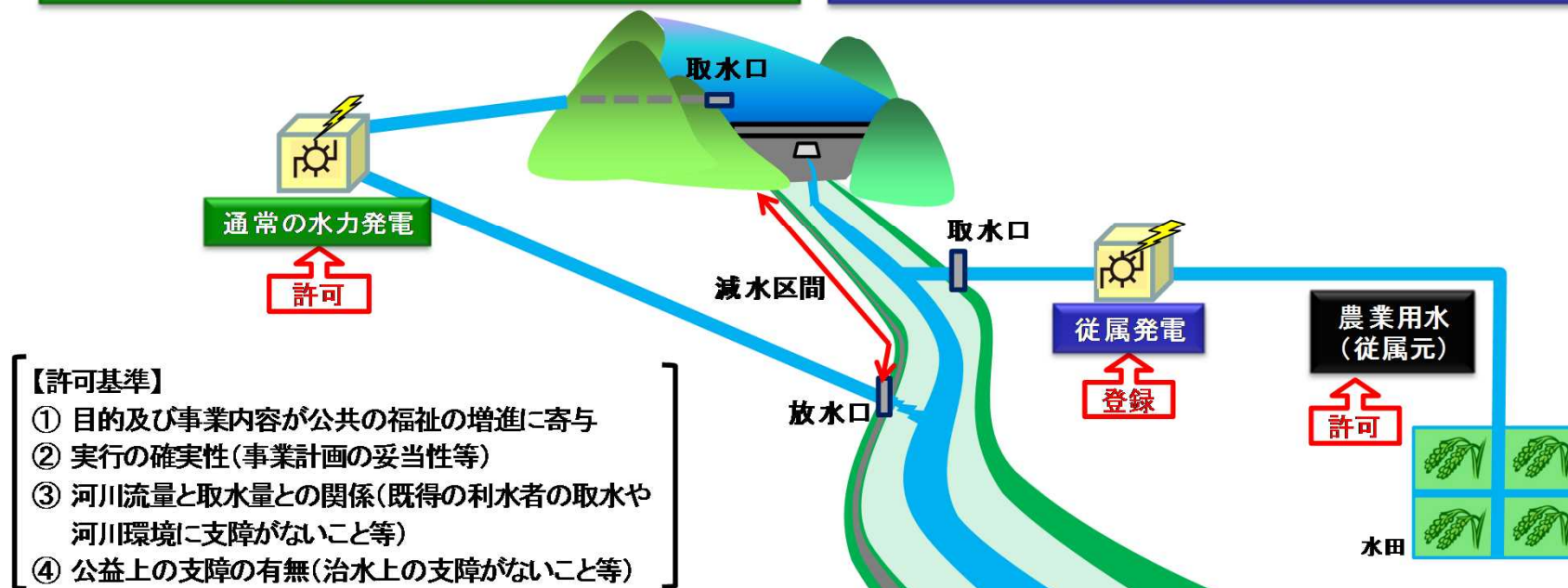
7. 従属発電とは

- 河川を流れる水は公共のものであり、利用に当たっては、農業、水道、工業、発電などの目的ごとに河川法に基づく手続が必要。
- こうした目的に応じて河川の流水を利用することを「水利使用」と呼び、河川の流水を利用した発電には、
①河川から直接流水を取水する**通常の水力発電**と ②既に許可を受けた農業用水等を利用して発電する**従属発電**とがある。
- 通常の水力発電の場合は、国土交通大臣等の**許可**が、従属発電の場合は、国土交通大臣等の**登録**が必要。
なお、河川法以外に電気事業法等の手続が必要となる場合もある。
- 国土交通大臣等が水利使用の許可を行う場合には、出力規模に応じて、経済産業大臣との協議や関係都道府県知事等への意見聴取等の手続が必要（**登録の場合は不要**）。

小 水 力 発 電

通常の水力発電

従属発電



8. 登録制の導入(河川法改正)

■改正前

既に水利使用の許可を得た農業用水等を利用して小水力発電(従属発電)を行うには、農業用水等とは別に、水利使用の許可が必要

■改正後

従属発電について、河川の流量等に新たな影響を与えるものではないため、新たに登録制を導入

■効果

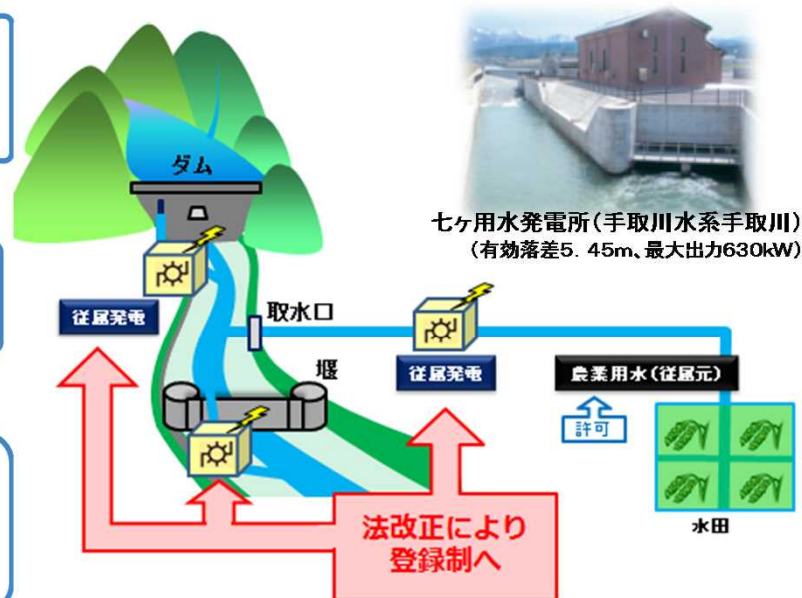
【平成25年12月11日施行】

水利使用手続の簡素化・円滑化が図られるとともに、水利権取得までの標準処理期間が大幅に短縮(5ヶ月→1ヶ月) ※河川区域内の工事等が必要な場合は3ヶ月

(登録制の内容)

- 審査要件・審査内容の明確化
(一定の要件を満たせばすべて登録)
- 関係行政機関との協議・意見聴取や関係河川使用者の同意が不要
※従属元の同意は必要
- 申請書類が許可申請よりも簡素

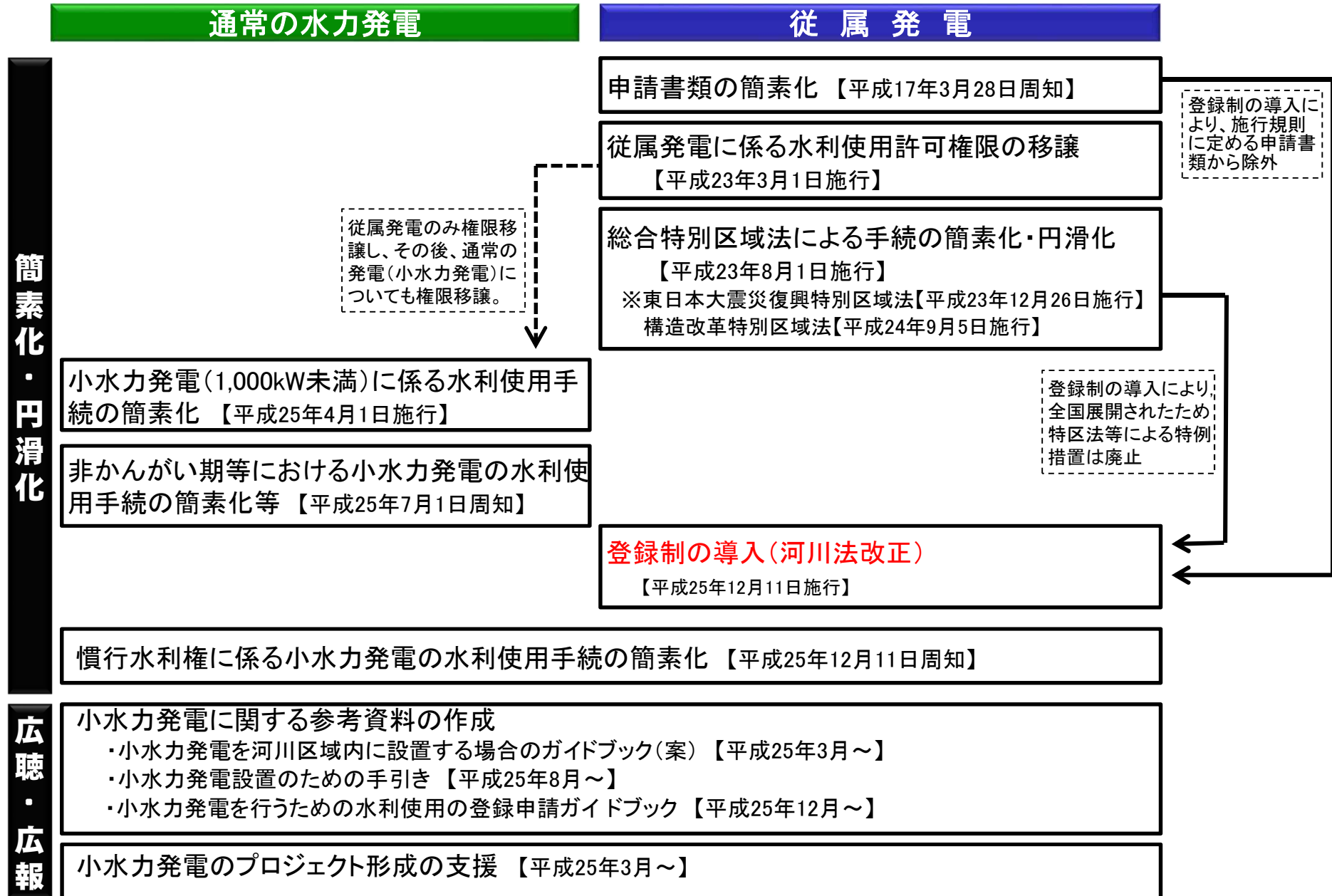
農業用水路を利用した従属発電の例



登録制の対象となる従属発電

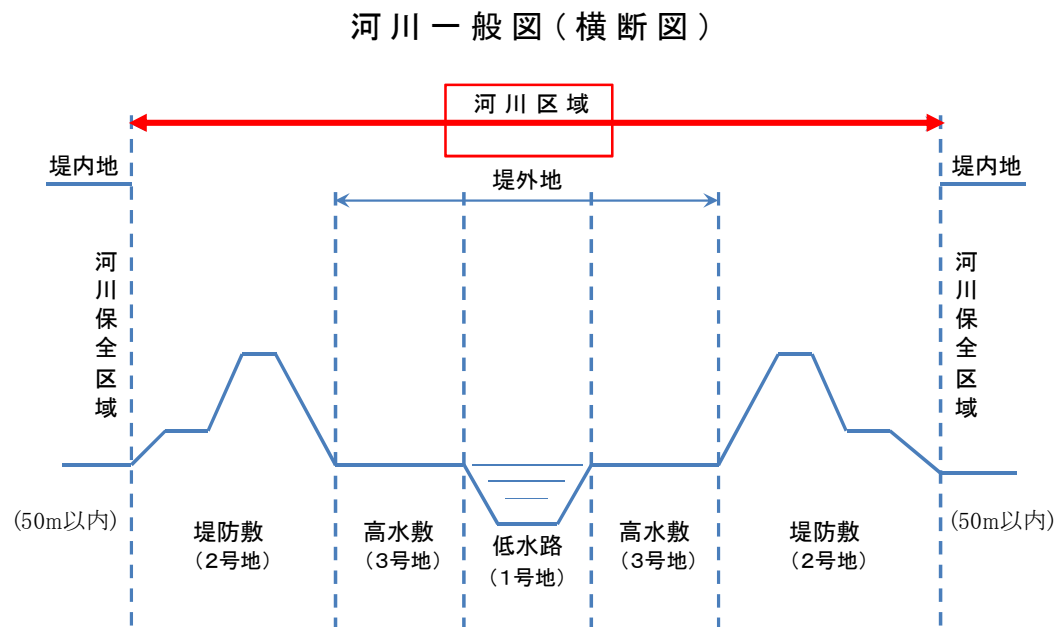
- ① 既に許可を受けた農業用水等を利用して行う発電
(慣行水利権の流水を利用した従属発電についても、期別の取水量が明確であり、従属関係が確認できる場合は、登録制の対象となる。)
- ② ダム又は堰から次の場合に放流される流水を利用して行う発電
(魚道その他の魚類の通路となる施設を流下するものを除く。)
 - ・河川の流水の正常な機能を維持するために必要なとき
 - ・洪水調節容量を確保するために必要なとき
 - ・許可を受けた水利使用(発電以外のためにするものに限る。)のために必要なとき

9. 小水力発電の水利使用手続きの簡素化・円滑化等



1. 法律上の根拠

- 河川区域内の土地を占有しようとする者は、河川法第24条の規定に基づく許可(土地の占有の許可)を受けなければならない。
- また、工作物の設置等を伴う場合には、河川法第26条の許可(工作物の新築等の許可)も合わせて受けなければならない。



2. 占用許可の法的性格

- 河川法第24条に定める河川区域内の土地の占有許可は、河川管理者が河川法に基づき河川管理権の作用として特定人のために河川区域内の土地を占有する権利を設定する行為であり、許可を受けた者は、土地の使用権を取得することとなる。(特許使用)
- これに対し、河川法第26条に定める河川区域内の土地における工作物の新築等の許可は、一般的な禁止を解除するものであり、許可を受けた者に権利を設定するものではない。(許可使用)

○ 河川法(昭和三十九年七月十日法律第百六十七号)【抄】

(土地の占有の許可)

第二十四条 河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。)を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

(工作物の新築等の許可)

第二十六条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

2~5(略)

3. 基本的な考え方

- 河川区域内の土地は、河川管理施設と相まって、洪水による被害を除却・軽減させるためのものであり、かつ、公共用物として本来一般公衆の自由な使用に供されるべきものであるから、その占用は原則として認めるべきものではない。
 - しかしながら、占用の目的、態様によっては、
 - 公園、広場等のように一般公衆の使用を増進する場合
 - ダムの設置の場合のように一般公衆の利用は阻害されるが、河川の流水によって生ずる公利を増進するために必要な場合
 - 橋の設置の場合のように河川を離れた社会経済上の必要性に基づいて河川としては甘受しなければならない場合 等
- 意義は様々であるが、占用の制度は必要なものである。

4. 占用許可の基本方針

➤ 占用主体が公共性、公益性を有する団体であること。

地方公共団体、公共交通事業者、公共インフラ事業者、公益法人 等

➤ 占用施設が河川利用の増進につながるもの等であること。

公園、鉄道橋梁、鉄塔、ケーブル、遊歩道、花壇 等

➤ 各種基準に適合していること。

治水及水利上の支障がないこと、他の者の利用を著しく妨げないこと、河川整備計画等に沿うものであること、土地利用の状況・景観・環境と調和したものであること

➤ 河川敷地の適正な利用に資すると認められること。

5. 土地の占用の許可基準

- 河川区域内における土地の占用の許可を行うに当たっては、「河川敷地占用許可準則」(事務次官通達)により審査した上で許可を行う。
- 昭和40年の制定以降、社会ニーズに対応するため順次改訂。
 - 昭和40年 制定 (昭和40年12月23日付け 建設事務次官通達)
 - 昭和58年 一部改正 (昭和58年12月 1日付け 建設事務次官通達)
 - 平成 6年 全面改正 (平成 6年10月17日付け 建設事務次官通達)
 - 平成11年 全面改正 (平成11年 8月 5日付け 建設事務次官通達)
 - 平成17年 一部改正 (平成17年 3月28日付け 国土交通事務次官通達)
 - 平成23年 一部改正 (平成23年 3月 8日付け 国土交通事務次官通達)
- 平成23年の一部改正において、「第四章 都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例」(河川空間のオープン化の特例)を追加。

6. 河川敷地占用許可準則一部改正(平成23年)の背景

河川敷地占用における占用主体は、
原則として公共性、公益性を有する者等に限定されている

営業活動を行う事業者等が河川敷地を利用できるようにすることにより、
河川敷地を賑わいのある水辺空間等として積極的に活用したいという要望の高まり

営業活動を行う事業者等による河川敷地の利用を可能とする特例措置を、
平成16年3月から社会実験として実施

社会実験の結果を踏まえ、国土交通省成長戦略に掲げる行政財産の
商業利用の促進の観点から、準則を改正

7. 河川空間のオープン化の概要

- 河川管理者、地方公共団体等で構成する協議会の活用などにより、地域の合意を図った上で、河川管理者が区域、占用施設、占用主体をあらかじめ指定する。

※区域の指定は、地元都道府県又は市町村(特別区を含む。)からの要望等を契機として行うことを想定。

- 占用許可を受けた営業活動を行う事業者等は、河川敷地にイベント施設やオープンカフェ、キャンプ場等を設置することが可能に。



都市及び地域の再生等の観点から、水辺空間を活かした賑わいの創出や魅力あるまちづくりに寄与し、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用が可能。

8. 占用許可の基本方針

➤ 地域の合意が図られていること。

協議会の活用等(※)により、以下の事項について、地域の合意が図られていること。

- 区 域 : 治水上・利水上支障のない区域を指定(都市・地域再生等利用区域)
- 占用方針 : 施設、許可方針(許可条件)
- 占用主体 : 公的主体のほか、営業活動を行う事業者等も可能

➤ 通常の占用許可でも満たすべき基準に該当すること。

- 治水上及び利水上の支障がないこと、他の者の利用を著しく妨げないこと、河川整備計画等に沿うものであること、土地利用の状況・景観・環境と調和したものであること

➤ 都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること。

※協議会によること以外にも、地元市町村があらかじめ河川管理者と協議の上、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第46条第1項に規定する都市再生整備計画に河川敷地の利用について定めていること、地元市町村の同意があることなど、地域の合意が確認できる幅広い手法によることができる。

9. 占用主体の種類と占用の許可期間

- 占用主体は以下の3類型。
- また、占用主体によって占用の許可期間の上限が異なる。

準則第6に掲げる占用主体

- ・ 公共性、公益性を有する主体(公的主体)
- ・ 占用施設を自ら使用するほか、営業活動を行う事業者等に使用させることができる。
- ・ 占用許可期間:10年以内

営業活動を行う事業者等であって、協議会等において適切であると認められたもの

- ・ 協議会によること以外にも、地元市町村の同意など地域の合意が確認できる幅広い手法によることができる。
- ・ 占用許可期間:3年以内

営業活動を行う事業者等

- ・ 占用許可に当たって公的主体や協議会等の調整や関与によることなく、河川管理者のみの判断で占用許可を行うもの。
- ・ 占用許可期間:3年以内

※「営業活動を行う事業者等」の「等」とは、特定非営利活動法人、権利能力なき社団などをいう。

9. 河川空間のオープン化の手続きの流れ

